

様式3

## 随意契約理由書

担当課

建築施設課

契約内容	契約件名	館山市立館山中学校建設工事設計変更及び単価入替業務委託			
	業務概要	館山市立館山中学校建設工事に伴う実施設計書の図面及び工事費内訳書の変更業務を実施する。 また、変更に伴う防衛省補助事業協議に必要な資料作成を行う。			
	契約金額	金9,581,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年10月1日			
	契約期間	令和3年10月1日 ～ 令和4年9月30日			
	契約の相手	千葉県習志野市津田沼1丁目15番11-101号 株式会社相和技術研究所 千葉事務所			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>本業務は、先に防衛省に提出した実施設計書の図面及び工事費内訳書の変更業務となる。防衛省補助事業用の工事費内訳書は非常に複雑な構成となっており、十分に理解した上で変更業務に当たらなければならない。</p> <p>本業者は、昨年度実施した館山中学校建設工事实施設計業務を受託し、設計内容を熟知している事から迅速かつ正確な設計変更業務を遂行できると考えられる。業務の特殊性を踏まえると、他の業者では内容把握に膨大な時間が必要であり早期着手が困難となる。</p> <p>防衛省補助事業に係る継続的な設計委託及び申請支援が必要と考えられることから、随意契約を締結する。</p>					

様式3

## 随意契約理由書

担当課

スポーツ課

契約内容	契約件名	館山市温水プール柱補強工事監理業務			
	業務概要	工事請負契約書，設計図書等に基づき，工事が正確に，適正に実施されるように監理を行う。			
	契約金額	金891,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年10月18日			
	契約期間	令和3年10月18日 ～ 令和4年3月31日			
	契約の相手	館山市北条1355番地の45 有限会社 美建設計			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
上記業者は，館山市温水プール柱補強工事設計業務を受託しており，適正に設計業務を行い，当該工事内容，施工技術内容及び現場の状況を熟知しており，設計の趣旨を十分に反映し，正確・適切・迅速な工事監理ができる。					